

第1 基準第5条（管理及び運用）について、防犯カメラが万一故障した際の修繕、更新のため、毎年一定の金額を積み立てるものとする。

第2 基準第9条（画像提供の制限）について、夜間・休日において、捜査機関から犯罪捜査の目的により防犯カメラの画像を提供するよう求めがあった場合は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合に限り、「捜査関係事項照会書」の提示前であっても、捜査機関に対し、画像を提供することとする。ただし、この場合において、捜査機関に対し、後日遅滞なく文書を提出させるものとする。

維持管理費の積立や画像提供手続きの例外等、別に定めるものがある場合に使用してください。ただし、管理運用基準本則に抵触しないようご注意ください。